

# 千曲市こども計画

## 【概要資料】

令和7年3月  
長野県千曲市

# 第1章 計画策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

わが国では、少子化や核家族化の進行、女性の就労状況の変化など、子どもや家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。

国では、平成24年度にすべての子どもや子育て家庭を対象に、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障することをめざした「子ども・子育て支援法」をはじめとする「子ども・子育て関連3法」を制定し、平成27年度から子ども・子育て支援新制度が開始されました。10年が経過し、わが国の待機児童は、制度開始前の10分の1ほどに減少しており、社会問題のひとつであった待機児童は解消に近づいているといえます。

しかしその一方で、少子化は依然として止まることなく、児童虐待やいじめといった深刻な子どもの人権侵害が増加しており、子どもを取り巻く状況は年々厳しさを増しています。

そのような中、あらためて「子どもの権利」に目を向けた「子ども基本法」が令和5年4月に施行されました。同法第10条第2項において「市町村子ども計画」の策定が努力義務化されており、また同法第11条において、子ども施策を策定・実施・評価するにあたっては子ども又は子どもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとされています。

本市は、これまでの「子ども・子育て支援事業計画」の成果と課題等を踏まえたうえで、国の「子ども大綱」及び「長野県子ども・若者支援総合計画」を勘案し、「千曲市子ども計画」を新たに策定することとします。

### ポイント

子ども基本法が新たに施行されたのを受け、本市はこれまでの「千曲市子ども・子育て支援事業計画」から、新たに「千曲市子ども計画」を策定することとしました。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、「子ども基本法」第10条第5項に基づく市町村子ども計画と位置づけ、国の「子ども大綱」、「長野県子ども・若者支援総合計画」を踏まえて策定します。また、子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、及び次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援行動計画」として策定するものとします。

本市の他計画との関連としては、「千曲市総合計画」、「千曲市地域福祉計画」を上位計画とし、福祉や保健等の関連計画における施策との整合・連携を図りながら策定するものとします。

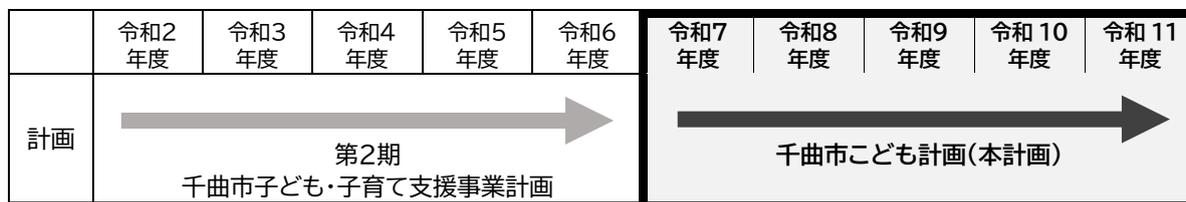
### ポイント

根拠法は「子ども基本法」ですが、これまでの「子ども・子育て支援法」、「次世代育成支援対策推進法」も根拠としており、本市の子どもに関する施策を総合的に記載した計画となります。

### 3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

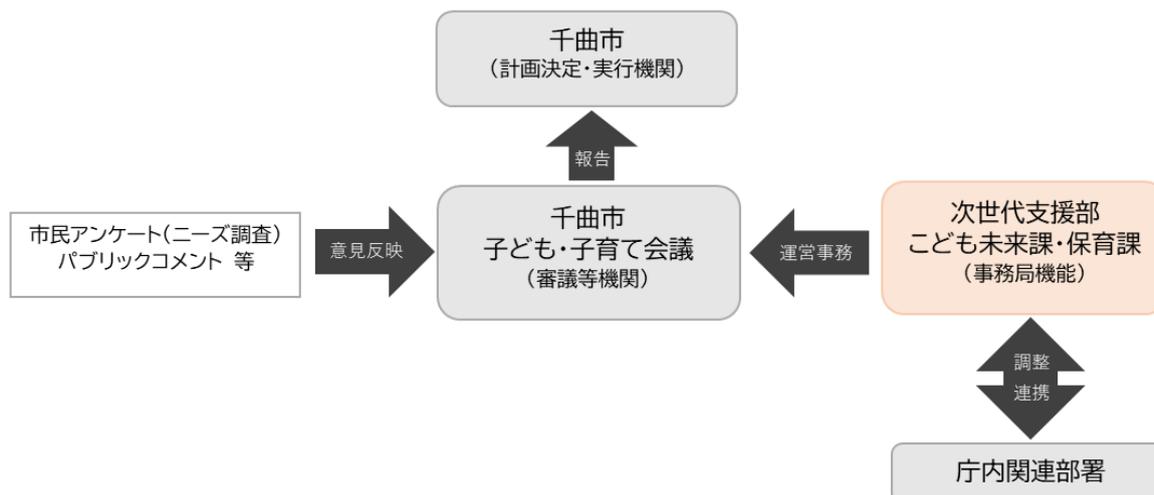
なお、計画期間中に計画内容と実態に乖離が生じた場合には、計画期間の中間年を目安として必要な見直しを行うこととします。



### 4 計画の策定体制

#### (1) 千曲市子ども・子育て会議

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法第77条に定められている「千曲市子ども・子育て会議」により、計画内容、事業運営、施策推進に関する事項等についての協議を行いました。



#### (2) アンケートの実施

令和7年度から開始する「千曲市子ども計画」策定にかかる基礎調査として、子育て世帯の保護者や小学生・中学生、高校生世代～29歳を対象にアンケート調査を令和6年5月に実施しました。このアンケート調査は、教育・保育のニーズ量をとらえるだけでなく、子どもを取り巻く環境の現状や課題を総合的にとらえることを目的とし、実施しました。

#### ポイント

これまでは小学生までの保護者を対象としたアンケート調査のみでしたが、子ども基本法の趣旨を踏まえ、小中学生・高校生世代・若者など、子どもや若者自身を対象を拡大してアンケート調査を実施しました。

## 5 法・制度の主な動向

こども・子育て支援に関わる新たな国の法・制度の改正等の動向については、次のとおりです。

### (1) 「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」の閣議決定

少子化、人口減少に歯止めがかからない中で、児童虐待相談や不登校の件数が過去最多になるなど、こどもを取り巻く状況が深刻になっていることを鑑み、令和3年度に「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」が策定されました。常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取り組み・政策を我が国社会の真ん中に据えること(こどもまんなか社会)を目指しており、その新たな司令塔として、「こども家庭庁」を設置することが定められました。

これに基づき、令和5年4月1日に「こども家庭庁」が発足しました。

### (2) 「こども基本法」の施行

令和3年度の「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」を受け、こども政策の新たな考え方を盛り込んだ法律として、令和5年4月1日に「こども基本法」が施行されました。日本国憲法及び児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)の趣旨を踏まえ、こども施策の総合的な推進を目的としています。

年齢や発達の程度に応じたこどもの意見表明機会の確保や、こどもの意見の尊重が基本理念として掲げられるとともに、国及び地方公共団体は、こども施策を策定、実施、評価するにあたっては、施策の対象となるこどもや子育て当事者等の意見を幅広く聴取して反映させるために必要な措置を講ずるものとされています。

さらに、市町村は、国の大綱を勘案して、こども施策についての計画(市町村こども計画)を定めるよう努めるものとされています。

### (3) 「こども大綱」の閣議決定

「こども基本法」に基づき、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が令和5年12月に閣議決定されました。

これまで別々に策定・推進されてきた、「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」及び「子供の貧困対策に関する大綱」の3つの大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等が一元的に定められました。

### (4) 「こども未来戦略」の閣議決定

令和5年12月に閣議決定された「こども未来戦略」では、少子化・人口減少のトレンドを反転させるため、これまでとは次元の異なる少子化対策の実現に向けて取り組むべき政策強化の基本的方向が取りまとめられました。また、今後3年間の集中取り組み期間において実施すべき「加速化プラン」の内容も示され、児童手当の拡充や「こども誰でも通園制度」の創設等が盛り込まれました。

### (5) 「こどもの居場所づくりに関する指針」の閣議決定

令和5年12月に閣議決定された「こどもの居場所づくりに関する指針」では、居場所がないことは孤独・孤立の問題と深く関係しているため、こどもが生きていく上で居場所があることは不可欠とされています。地域における居場所づくりを推進する観点から、こどもの居場所づくりに関する基本的事項や居場所づくりを進めるにあたっての基本的な視点等が示されました。

なお、本指針では、こどもの居場所づくりについても、都道府県や市町村のこども計画に位置付け、計画的に推進していくことが求められています。

### (6) 「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン(はじめの100か月の育ちビジョン)」の閣議決定

こどもの成長に応じた環境の変化が育ちの「切れ目」にならないように、すべてのこどもの「はじめの100か月」を社会全体で支援・応援するため、令和5年12月に「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン」が策定されました。

本ビジョンでは、地方公共団体は、関係機関の相互連携を図りながら、「こどもの誕生前から幼児期までの育ち」を支える重要な役割が求められており、地域の実情に応じて推進していくことが期待されています。

#### (7) 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の改正

「こども大綱」に基づき、令和6年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が改正されました。法律の題名が「子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に変更され、「貧困により、こどもが適切な養育及び教育並びに医療を受けられないこと、こどもが多様な体験の機会を得られないこと」等、解消すべきこどもの貧困が具体的に示されました。

##### ポイント

「こども基本法」及び「こども大綱」が特に重要であり、その他は、それに関連する法整備・改正です。

## 第2章 千曲市のこども・子育てを取り巻く現状

### 1 市のこども・子育て支援の課題

#### (1) 教育・保育事業の体制整備

本市の高齢化は今後さらに進んでいく見込みであり、核家族化の流れも続いていくと考えられます。(国勢調査等より)

アンケート調査(就学前児童)では、定期的な教育・保育事業を利用していない理由で、「祖父母等に見てもらえるから」という回答は7.4%いますが、「利用したいが保育・教育の事業に空きがない」という回答も4.9%います。

高齢化と核家族化が徐々に進行していることもあり、今後はより多くの人々が気軽に利用できるような事業の体制を整えることが求められます。

#### (2) 女性の就労希望や保育ニーズの多様化への対応

年代別に女性の就業率をみると(国勢調査)、平成22年は30～34歳の女性の就業率が落ち込み、緩やかなM字型をしていましたが(M字型曲線)、平成27年・令和2年はこの子育て年代の女性の就業率の落ち込みがなくなりつつあり、M字型から台形へと移行してきています。少子化が進む一方で、子育てしながら働きつづけたい世帯が増えており、短期的にはさらに保育ニーズは高まる可能性があります。

実際に、アンケート調査(就学前児童保護者)においても、母親の就労状況を尋ねたところ、前回の調査ではフルタイム就労が19.0%でしたが、今回の調査では29.2%と増加しています。

現在就労していない母親の就労希望をみると、子育てや家事等に専念したいという回答は18.3%であるのに対し、1年以内に就労したいという回答は32.4%で、1年以上先に就労したいという回答は46.5%でした。

3歳未満の保育ニーズの増加をはじめ、延長保育事業や一時預かり事業等の多様な保育サービスが求められ、これらに対応していく必要があります。

#### (3) 小学生保護者と中学生保護者の子育て支援

アンケート調査で、子育てに不安や負担を感じているか尋ねたところ、就学前児童保護者よりも、小学生保護者や中学生保護者の方が不安や負担を感じている人の割合が高くなっています(就学前児童保護者の否定的回答44.4%、小学生保護者51.2%、中学生保護者67.1%)。

また、子育ての相談先の有無についても尋ねたところ、こちらも就学前児童保護者よりも、小学生保護者や中学生保護者の方が「いない・ない」と答えた人の割合が高くなっています(就学前児童保護者の否定的回答3.3%、小学生保護者12.0%、中学生保護者21.5%)。また、ほとんどの人が祖父母等の親族が相談先となっており、自治体の子育て関連担当窓口や子育て支援施設が相手と答えている人の割合は全体として少ない現状です。

今後、誰もが気兼ねなく相談できる窓口の強化を市としても周知や活動に取り組んでいくことが求められます。

#### (4) 地域で支える子育て支援

アンケート調査で、本市に子育て支援に特に期待することを尋ねたところ、就学前児童保護者で最も多かったのが「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」が 68.0%でした。次いで「親子が安心して集まれる身近な場所、イベントの機会がほしい」が 35.8%、「安心して子どもが医療機関にかかれる体制を整備してほしい」が 24.5%と子連れで楽しめるイベントや場所を求めている人が大半でした。

小学生保護者では、就学前児童保護者と同じく最も多かったのが「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」が 62.2%でした。次いで「安心して子どもが医療機関にかかれる体制を整備してほしい」が 52.2%、「残業時間の短縮や休暇の取得促進等、企業に対して職場環境の改善を働きかけてほしい」が 31.6%と、就学前児童の保護者よりも、働き方や医療体制への期待を求めている人が多くなっています。

本市の子育て支援については、教育・保育施設の量的なサービスの充足も大切なポイントですが、地域で子どもを育てている家庭を支えていくという視点も、子育て支援の質を上げていくために必要な取り組みと考えられます。

#### (5) 経済的支援

近年の物価上昇などが国の経済状況の変化は、子育て世帯に大きな影響を与えています。

貧困に関するアンケート調査では、家庭の暮らし向きについてたずねたところ、小学生保護者と中学生保護者ともに全体として「やや苦しい」「とても苦しい」と答えている人の割合が半数を超えています(小学生保護者 54.2%、中学生保護者 60.8%)。

また、子育てに関する悩みをたずねたところ、小学生保護者と中学生保護者ともに最も割合が高いのは「経済的負担」となっています(小学生保護者 52.6%、中学生保護者 50.6%)。

経済的な問題により、保護者の子育てに対する負担感が高まったり、子どもの教育や進路が限定されるようなことにならないよう、社会的に支援を検討する必要があります。

#### (6) こども・若者の不安や悩みの相談窓口の体制強化

不安や悩みがあったとき、どのようなところに相談したいか尋ねたところ、貧困に関するアンケート調査では、小学生で最も多かったのが、「どんな話も聞いてくれるところ」で 45.7%でした。次いで、「聞いたことをひみつにしてくれるところ」が 44.6%、「直接会って相談できるところ」が 43.5%となっています。中学生で最も多かったのが、「聞いたことをひみつにしてくれるところ」で 48.0%でした。次いで、「どんな話も聞いてくれるところ」が 46.7%、「直接会って相談できるところ」が 44.0%となっています。

また、若者の意識に関するアンケート調査では、最も多かったのが「どんな話でも聞いてくれるところ」で 44.0%でした。また小学生や中学生と同じく、「直接会って相談できるところ」(30.0%)、「24 時間相談できるところ」(30.0%)、「インターネットで相談できるところ」(26.0%)など相談窓口の体制に関する希望も比較的多くなっています。本市としても、子どもや若者でも利用しやすく、気兼ねなく相談できるようなニーズに合わせた相談窓口の体制強化に努める必要があります。

#### (7) 地域資源を活かした多様な体験機会の創出

本市には、豊かな自然や日本遺産に認定された歴史・伝統、地域に根差した農産物等、貴重な地域資源が豊富にあります。こどもたちがこうした地域資源の貴重さを学ぶことで、将来進学や就職でたとえ本市を離れることになっても、地域への愛着や自己肯定感を持って歩んでいくことができます。

こうしたことから、こどもたちの多様な体験活動の促進に取り組む中で、スポーツや文化・芸術だけでなく、本市由来の地域資源を活用した体験活動を充実させていく必要があります。

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念

子どもたち一人ひとりが権利の主体として尊重され、のびのびと育っていくことは、千曲市民すべての願いです。令和6年3月には、すべての子どもが幸せに暮らせる千曲市を目指し、「こどもまんなか」宣言を行いました。

これまで本市では、子どもは家族にとっても社会にとってもかけがえのない宝であるとの考え方から、「のびのび育つ・みんなで育つ」を掲げ、子ども・子育て支援事業計画を推進してきました。

子ども計画を策定するにあたり、これまでの計画の取り組みを継承しますが、その取り組みは子どものためになっていたか、おとな都合のものになっていなかったかということ、再度問い直す必要があります。

そうしたことから、これまでの計画の基本理念「のびのび育つ・みんなで育つ」に、それぞれ「こども」を加え、「すべての子どもがのびのび育つ・こどもとともにみんなで育つ」を本計画の基本理念とします。

#### ポイント

これまでの取り組みに、こども基本法や本市の「こどもまんなか」宣言の趣旨を踏まえ、これまでの理念に「こども」というフレーズを加え、よりこどものための計画であることを明らかにしました。

### 2 基本的な視点

本計画は、こども基本法が基礎としている「子どもの権利条約」の4つの原則を、施策の基本的な視点として推進します。

#### 1：差別の禁止（差別のないこと）

すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、権利が保障されます。

#### 2：子どもの最善の権利（子どもにとって最もよいこと）

子どもに関することが決められ、行われるときは、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。

#### 3：生命、生存及び発達に対する権利（命を守られ成長できること）

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

#### 4：子どもの意見の尊重（こどもが意味のある参加ができること）

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。

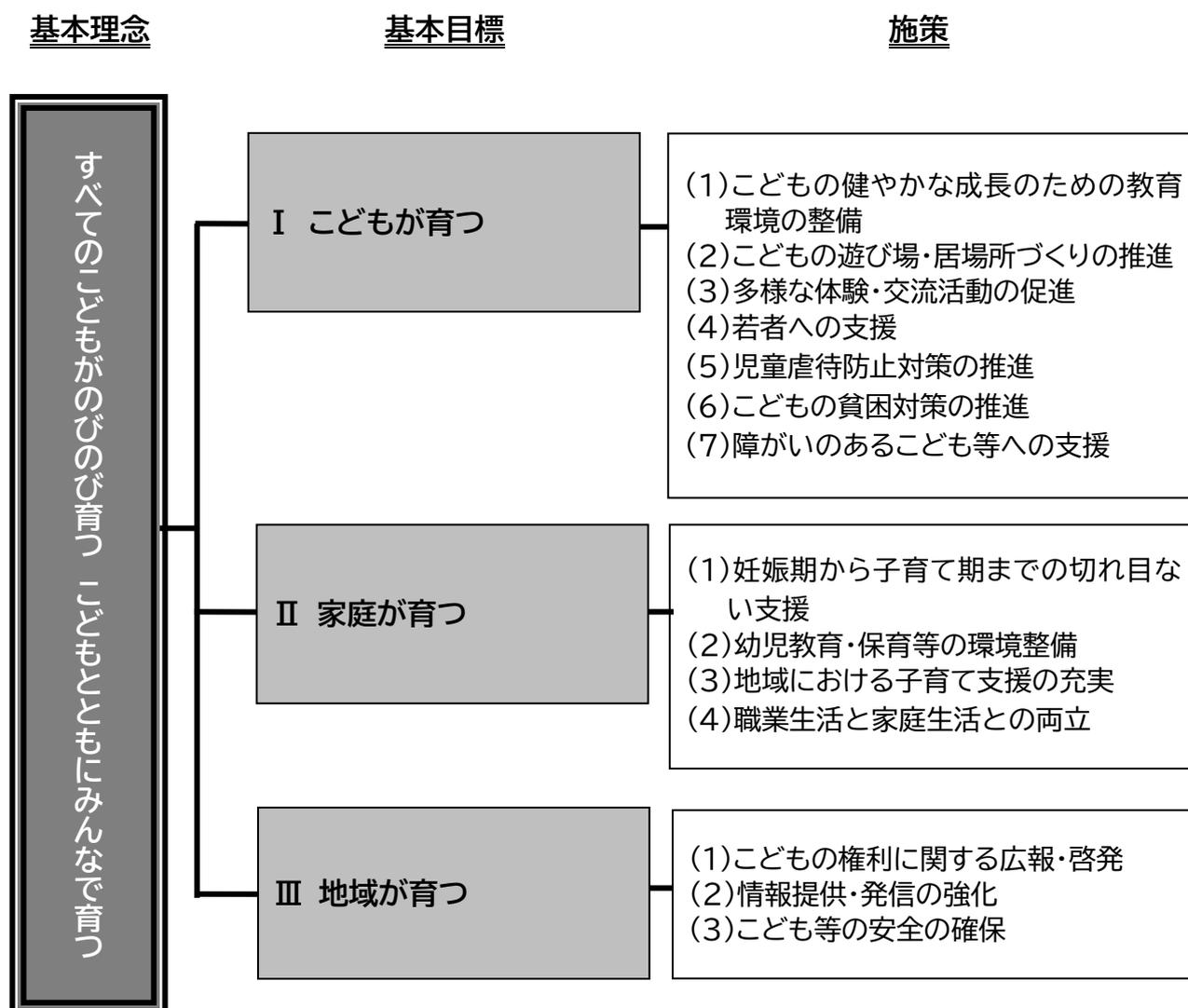
#### ポイント

該当する条約文は、第2条(差別の禁止)、第3条(子どもの最善の利益)、第6条(生命への権利)、第12条(意見表明権)です。

[https://www.unicef.or.jp/about\\_unicef/about\\_rig\\_all.html](https://www.unicef.or.jp/about_unicef/about_rig_all.html)

出典：子どもの権利条約全文(政府訳)

### 3 施策体系



#### ポイント

第2期計画からの主な変更点

- ・基本目標は変更ありませんが、順序を替え、最初の基本目標を「子どもが育つ」としました。
- ・法整備やニーズ調査を踏まえ、「児童の健全育成(第2期)」を、「こどもの遊び場・居場所づくりの推進」「多様な体験・交流活動の促進」に整理しました。
- ・不登校支援と有害環境対策(第2期)を、「若者への支援」という新たな項目で掲載しました。
- ・「こどもの貧困対策の推進」に、ひとり親支援(第2期)を統合し、また、「ヤングケアラーへの支援」を事業に追加しました。
- ・グレーゾーンの子どもを考慮し、「障がい児施策の充実(第2期)」を、「障がいのある子ども等への支援」へ変更しました。また、「医療的ケア児への支援」を「保育サービスの充実(第2期)」の項目から移動し、「障がいのある子ども等への支援」へ追加しました。障がい児福祉計画が別にあることから、サービスに関する取り組みは整理・統合としました。
- ・幼児教育・保育や地域子ども・子育て支援事業に関しては第6・7章に掲載としました。
- ・「こどもの権利に関する広報・啓発」を追加しました。

## 第4章 こども施策の展開 (※P13 は第7章 地域子ども・子育て支援事業)

No	事業	ライフステージ							
		誕生前～幼児期				小学生	中学生	高校生等	若者
		誕生前	0歳	1～2歳	3～5歳				
基本目標1 こどもが育つ									
(1)こどもの健やかな成長のための教育環境の整備									
1	学力向上推進等委員会事業					○	○		
2	特別支援教育支援事業					○	○		
3	千曲市総合教育センター管理運営事業					○	○		
4	児童・生徒健康管理事業					○	○		
5	開かれた特色ある学校づくり事業					○	○		
6	校舎改築・改造事業					○	○		
7	施設整備事業					○	○		
8	教材設備等事業					○	○		
(2)こどもの遊び場・居場所づくりの推進									
9	子どもの居場所づくり支援事業		○	○	○	○	○	○	○
10	放課後こども教室事業					○			
11	こどもまんなか公園づくり支援事業	ライフステージを通じた施策							
(3)多様な体験・交流活動の促進									
12	地域未来塾事業					○	○		
13	科学に親しむ教室					○	○		
14	こどもひろば		○	○	○	○	○		
15	公民館ふれあい交流事業			○	○	○	○		
16	ブックスタート事業		○						
17	セカンドブック事業					○			
18	おはなし会事業		○	○	○	○			
19	リーダー研修会					○	○		
20	みどりの少年団活動の支援					○	○		
21	森林体験事業の推進					○	○		
22	キャリア教育推進事業					○	○		
23	古墳探検隊・親子古墳教室(森將軍塚古墳館)					○			
24	古代体験事業					○	○		
25	スポーツ活動の推進					○	○		
26	総合型地域スポーツクラブの支援		○	○	○	○	○	○	○
(4)若者への支援									
27	不登校支援事業					○	○		
28	街頭補導活動(少年補導センター運営事業)					○	○		
29	社会浄化活動(少年補導センター運営事業)					○	○		
(5)児童虐待防止対策の推進									
30	虐待の早期発見と予防		○	○	○	○	○	○	
31	4か月未満児訪問指導		○						
32	養育支援の相談・訪問による支援	○	○	○	○	○	○	○	
33	虐待に関する相談の充実		○	○	○	○	○	○	
34	千曲市虐待防止ネットワーク会議の活用		○	○	○	○	○	○	
35	児童虐待防止への啓発	ライフステージを通じた施策							
36	こども家庭センター	○	○	○	○	○	○	○	
(6)こどもの貧困対策の推進									
37	こどもの学習支援事業					○	○	○	
38	奨学金の貸与							○	○

No	事業	ライフステージ							
		誕生前～幼児期				小学生	中学生	高校生等	若者
		誕生前	0歳	1～2歳	3～5歳				
39	入院助産制度	○							
40	母子生活支援施設入所制度		○	○	○	○	○	○	
41	児童手当の支給		○	○	○	○	○	○	
42	子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保		○	○	○				
43	多子世帯等の保育料軽減		○	○					
44	千曲市信州型自然保育		○	○	○				
45	副食費徴収免除				○				
46	要保護・準要保護児童生徒就学援助事業					○	○		
47	ひとり親家庭等の親への自立、就業支援	○	○	○	○	○	○	○	
48	児童扶養手当の支給		○	○	○	○	○	○	
49	母子・父子自立支援員の設置	○	○	○	○	○	○	○	
50	交通災害遺児等援助事業		○	○	○	○	○	○	
51	母子寡婦福祉資金の貸付け		○	○	○	○	○	○	○
52	ひとり親家庭、父母のいない児童に対する医療費の支給		○	○	○	○	○	○	
53	ヤングケアラーへの支援		○	○	○	○	○	○	○
54	市営住宅の供給	ライフステージを通じた施策							
(7)障がいのあるこども等への支援									
55	通級指導教室運営事業特別支援教育・支援事業教育相談センター事業					○	○		
56	心身障害児母子通園訓練施設「あすなろ園」の運営		○	○	○				
57	障がいのあるこども等への経済的支援		○	○	○	○	○	○	
58	在宅福祉サービスの充実		○	○	○	○	○	○	
59	障がい児保育促進事業		○	○	○				
60	医療的ケア児への支援		○	○	○	○	○	○	
基本目標2 家庭が育つ									
(1)妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援									
61	予防接種		○	○	○	○	○	○	
62	母子健康手帳交付	○							
63	妊婦一般健康診査事業	○							
64	たまご教室	○							
65	妊婦歯科検診助成	○							
66	新生児聴覚検査支援事業		○						
67	乳幼児健康診査		○	○	○				
68	心理発達相談・言語相談		○	○	○				
69	フッ化物洗口				○	○			
70	フッ化物塗布			○					
71	育児相談		○	○	○				
72	すくすく広場(遊びの教室)		○	○	○				
73	不妊治療費助成事業	○							
74	産婦健康診査事業		○						
75	産前産後ヘルパー派遣事業	○	○						
76	マタニティタクシー利用料金助成事業	○	○	○					
77	食文化継承・農作業体験		○	○	○	○	○		
78	乳幼児健診時の食育指導		○	○	○				
79	園児を対象とした食育指導		○	○	○				
80	成長・発達と食事の指導等					○	○		
81	地産地消推進事業		○	○	○	○	○		
82	小児医療		○	○	○	○	○		

No	事業	ライフステージ							
		誕生前～幼児期				小学生	中学生	高校生等	若者
		誕生前	0歳	1～2歳	3～5歳				
83	福祉医療費の給付		○	○	○	○	○	○	
(2)幼児教育・保育等の環境整備									
84	家庭相談員による相談及び助言	○	○	○	○	○	○	○	
85	保育園地域活動事業		○	○	○				
86	公立・私立保育園の改築等整備事業		○	○	○				
87	乳児保育促進事業		○	○					
88	教育・保育施設の整備		○	○	○				
(3)地域における子育て支援の充実									
89	子育てひろば運営事業		○	○	○				
90	赤ちゃんSA(サービスエリア)		○	○					
91	こども・子育て支援機能強化に係る施設整備		○	○	○	○	○	○	
92	千曲市コミュニティ振興対策事業		○	○	○	○	○	○	
93	学校施設の開放		○	○	○	○	○	○	○
94	庁内子育て支援連絡会議	ライフステージを通じた施策							
95	子育て支援活動費補助金(子育てサークル活動補助金)		○	○	○				
96	ながの子育て家庭優待パスポート・多子世帯応援プレミアムパスポート事業	○	○	○	○	○	○	○	
(4)職業生活と家庭生活との両立									
97	男女共同参画意識づくり推進のための啓発	ライフステージを通じた施策							
98	「イクボス・温かボス宣言」「えるぼし・くるみん認定制度」の市内企業への啓発								
99	育児休業制度や介護休業制度の広報、啓発活動								
100	ハローワークと連携した就職相談窓口の設置								
101	柔軟な働き方推進プロジェクト								
102	育児参加促進事業		○	○	○				
基本目標3 地域が育つ									
(1)こどもの権利に関する広報・啓発									
103	人権教育の推進	ライフステージを通じた施策							
104	こどもの権利についての情報発信								
105	こどもの意見表明の尊重								
(2)情報提供・発信の強化									
106	千曲市子育てガイドブックの作成	○	○	○	○	○	○	○	
107	子育て応援アプリの運用	○	○	○	○	○	○	○	
108	インターネット、SNSの活用	ライフステージを通じた施策							
109	帰国した幼児・外国籍幼児への支援								
110	若者・子育て世代に選ばれるPR(移住・定住)								
111	フレンドリー発行事業								
(3)こども等の安全の確保									
112	防犯診断	ライフステージを通じた施策							
113	防犯パトロール								
114	交通安全教室への協力		○	○	○	○	○		
115	交通安全資材の提供	ライフステージを通じた施策							
116	交通災害共済加入		○	○	○	○	○		
117	歩道整備	ライフステージを通じた施策							
118	歩道のバリアフリー化								
119	反射鏡の設置								
120	防犯灯の設置・更新								

No	事業	ライフステージ							
		誕生～幼児期				小学生	中学生	高校生 等	若者
		誕生～	0歳	1～2歳	3～5歳				
第7章 地域子ども・子育て支援事業									
①	利用者支援事業	○	○	○	○	○	○	○	
②	地域子育て支援拠点事業		○	○	○				
③	妊婦健康診査	○							
④	乳児家庭全戸訪問事業		○						
⑤	養育支援訪問事業	○	○	○	○	○	○	○	
⑥	子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ)		○	○	○	○	○	○	
⑦	ファミリーサポートセンター事業(子育て援助活動支援事業)		○	○	○	○			
⑧	一時預かり事業		○	○	○				
⑨	延長保育事業		○	○	○				
⑩	病児保育事業		○	○	○	○			
⑪	放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)					○			
⑫	実費徴収に係る補足給付を行う事業				○				
⑬	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業		○	○	○				
⑭	妊婦等包括相談支援事業	○	○	○	○				
⑮	乳児等通園支援事業		○	○					
⑯	産後ケア事業		○						
⑰	子育て世帯訪問支援事業	○	○	○	○	○	○	○	
⑱	児童育成支援拠点事業	令和9年度より開始予定							
⑲	親子関係形成支援事業	関連事業を実施							

※表の年齢区分については概略です。個別の事業での対象/対象外の別については各事業担当へ詳細をご確認ください。

## 第5章 教育・保育提供区域の設定

### 1 教育・保育提供区域の定義

教育・保育提供区域は、子ども・子育て支援法にかかる教育・保育事業を提供する基礎となる市町村内の区域(子ども・子育て支援法第61条第2項)で、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を基本に、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件、教育・保育の整備状況等を総合的に勘案した上で市町村が設定します。千曲市においても、サービスを計画的に提供するための基礎的な範囲として設定します。

### 2 教育・保育提供区域の設定

本市では、教育・保育の提供区域、地域子ども・子育て支援事業の提供区域を次のように設定します。

#### (1) 教育・保育の提供区域

教育・保育(幼稚園・保育園・認定こども園)の提供区域は、市内全域を1区域とします。

#### (2) 地域子ども・子育て支援事業(法定事業)の提供区域

放課後児童クラブ(9区域)を除き、市内全域を1区域とします。

#### (3) 提供区域設定を行わない事業

実費徴収に係る補足給付を行う事業、多様な主体が本制度に参入促進・能力活用事業については、区域ごとに対応する事業ではないため、設定はしません。

## 第6章 幼児期の教育・保育の充実

### 1 幼児期の教育・保育の概要と今後の可能性

計画期間における幼児期の教育・保育の概要と今後の方向性は、次のとおりです。

事業	概要	今後の方向性
1号認定 (満3歳以上・教育のみ)	満3歳以上の就学前のこどもを対象とし、主に教育を目的とした制度です。幼稚園や認定こども園の教育部分を利用するこどもが該当し、1日あたり概ね4時間程度の教育を受けることができます。保護者の就労状況に関わらず利用でき、こどもの発達に応じた教育を受けることが目的とされています。	1号認定(3～5歳・教育のみ)のこどもは、現状の施設で供給が足りていないこととなります。3歳以上児で保育を必要とする理由がない園児を、 <u>特別利用保育(1号認定)</u> として、 <u>保育所においての受け入れを継続</u> します。また、 <u>広域利用の促進</u> で充足を図ります。
2号認定 (3歳以上・保育あり)	満3歳以上の就学前のこどもで、保育を必要とする家庭のこどもを対象とした制度です。保護者の就労や疾病などの理由により、長時間の保育が必要な場合に認定されます。利用できる施設は保育所や認定こども園の保育部分で、標準時間(最長11時間程度)または短時間(最長8時間程度)の保育を受けることができます。	2号認定は、 <u>市全体では利用調整により待機児童はゼロを維持</u> していますが、 <u>地域ではその特性及び提供体制が異なるため、こども一人ひとりの教育・保育ニーズが十分に満たされているとは言えません</u> 。
3号認定 (0歳・保育あり)	0歳から2歳までの乳幼児で、保育を必要とする家庭のこどもを対象とした制度です。保護者が就労している場合や、病気・介護などの理由でこどもの保育が必要な場合に認定されます。利用できる施設は保育所や認定こども園の保育部分、または地域型保育(小規模保育、家庭的保育など)となり、2号認定と同様に標準時間または短時間の保育を受けることができます。	0歳児の人口は減少していく見込みですが、 <u>女性の社会進出は増加傾向にあり、保育園の利用率は今後もニーズが高いと見込まれます。特に埴生地区、五加地区、戸倉地区、屋代地区では、利用者数が増加しており、確保に不足が生じています。</u> <u>保育士の確保が課題</u> となっていますが、 <u>ニーズへの対応を図って</u> いきます。
3号認定(1～2歳・保育あり)		3号認定の1～2歳児も市全体では利用調整により待機児童はゼロを維持していますが、 <u>0歳児と同様に1～2歳児も今後もニーズが高いと見込まれます。特に埴生地区、五加地区、戸倉地区、屋代地区では、利用者数が増加しており、確保に不足が生じています。</u> <u>施設の利用状況を踏まえ、特定教育・保育施設の整備と、さらに地域型保育施設の整備も検討に加えた施設整備等、効果的な定員増を図り、確保体制を整備</u> します。

## 第7章 地域子ども・子育て支援事業

### 1 地域子ども・子育て支援事業の概要と今後の可能性

計画期間における地域子ども・子育て支援事業(法定 19 事業)の概要と今後の方向性は、次のとおりです。

事業	概要	今後の方向性
利用者支援事業	<p>【基本型】                      こども及びその保護者等の身近な場所において、地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるような情報の提供や相談支援等を行う事業です。</p> <p>【こども家庭センター型】                      母子保健と児童福祉が連携し、妊産婦及びこどもとその家庭等を対象として妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない相談支援を行う事業です。</p>	<p>今後も「利用者支援(基本型)」(2か所)として、身近な場所における当事者目線の寄り添い型による相談助言等を行います。</p> <p>こども家庭センター型(1か所)については、関係機関と連携を図りながら必要な支援が十分提供されるよう支援します。</p>
地域子育て支援拠点事業	<p>公共施設や保育所、公民館等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施する事業です。</p>	<p>子育て支援センターの令和5年度の年間延べ利用者数は更埴 12,110人、上山田 6,389 人でした。継続して2か所で実施し、量の確保に努め、地域の子育てサークルの支援を図っていきます。</p>
妊婦健康診査	<p>妊婦が定期的に行う健診費用を助成する事業です。</p>	<p>母子健康手帳交付時に妊婦一般健康診査受診票を交付しています。</p> <p>今後も現在同様、基本健診 14 回、追加検査5回、超音波検査4回の公費助成にて継続します。</p>
乳児家庭全戸訪問	<p>子育てについての情報提供や養育環境の把握、相談・助言等の援助を行う等の目的で、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問する事業です。</p>	<p>令和5年度の家庭訪問実人員は327 人でした。引き続き4か月未までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、各家庭の状況に応じた指導・支援を行います。</p>
養育支援訪問事業	<p>母子保健事業等の実施により把握した、保護者の養育を支援することが必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育が適切に行われるように相談、指導、助言等を行う事業です。</p>	<p>保健師、家庭相談員等の居宅訪問による養育に関する相談、指導、助言を行うことにより、養育支援を必要とする家庭を、早期に把握・対応し、適切な養育が行われるように努めていきます。</p>
子育て短期支援事業	<p>保護者が、疾病・疲労等身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童福祉施設等において養育・保護を行う事業です。</p>	<p>令和5年度の実績は、ショートステイを2か所(児童養護施設「恵愛」・「善光寺大本願乳児院」)で実施し延べ日数が 85 日、トワイライトステイを1か所(児童養護施設「恵愛」)で実施し延べ日数が 30 日でした。ショートステイ、トワイライトステイともに令和6年度より児童養護施設「松代福祉寮」を実施か所として追加しました。現状の体制を維持しながら、事業を継続して児童の養育が困難になった保護者の支援に努めます。</p>

事業	概要	今後の方向性
ファミリー・サポート・センター事業 (子育て援助活動支援事業)	子育ての手助けがほしい人(依頼会員)、子育てのお手伝いをしたい人(提供会員)、両方を兼ねる人(両方会員)が登録し、子育ての相互援助活動を行う事業です。	令和5年度の会員登録状況は、依頼会員 285 人、提供会員 123 人、両方会員 23 人となっています。 引き続き事業を継続し、提供会員の増員及び援助活動の充実に取り組めます。
一時預かり事業(幼稚園、認定こども園(1号認定)での預かり保育)	保護者のパートタイム就労や疾病・出産等により保育が一時的に困難となった乳児または幼児について、保育所その他の場所において、一時的な預かりを行う事業です。	幼稚園、認定こども園で預かり保育を実施しています。継続して環境整備に努めます。
一時預かり事業(幼稚園以外での預かり保育)		幼稚園以外での預かり保育については、保育所における一時預かりにより継続して実施します。一時預かり事業に関しては、乳児等通園支援事業と合わせて充足を図っていきます。
延長保育事業	保育所利用者を対象に、通常の保育時間前後に保育を希望する場合に提供する事業です。	引き続き、事業を継続していきます。
病児保育事業	病気にかかっているこどもや回復しつつあるこどもを医療機関や保育所の付設の専用スペース等で一時的に預かる事業です。	市内2か所(公立1か所・私立1か所)で実施していますが、長野地域連携中枢都市圏内での利用もできます。引き続き事業を継続するとともに、ホームページ等で事業内容の周知を図ります。
放課後児童クラブ (放課後児童健全育成事業)	保護者が就労、疾病その他の理由により、昼間家庭において適切な育成を受けられない児童を対象に、適切な遊びや生活の場を提供し、健全育成を図る事業です。	上山田児童クラブ以外の8事業は千曲市社会福祉協議会を指定管理者として実施し、上山田児童クラブは市直営で実施しています。令和5年度の年間登録児童数は低学年が 550 人、高学年は 22 人となっています。 施設の整備と指導員の確保に努めながら、確保方策の不足がないよう引き続き事業を継続します。
実費徴収に係る補足給付を行う事業	世帯所得の状況等を勘案して、保護者が支払うべき物品の購入に要する費用等の全部または一部を助成する事業です。	令和5年度は、低所得者世帯及び第3子について、副食費補助(減免額上限 4,500 円/月)を実施しました。引き続き事業を実施していきます。
多様な主体が本制度に参入促進・能力活用事業	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。	令和5年4月1日に認可外保育施設1園が認定こども園(地方裁量型)として認可されました。今後は、特定教育・保育施設等の運営を促進していきます。
妊婦等包括相談支援事業	妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を充実し、経済的支援を一体として実施する事業です。	本市では令和7年度より開始予定です。
乳児等通園支援事業	子ども・子育て支援法において規定されており、満3歳未満で、未就園のこどもが利用対象です。月一定時間までの利用可能枠の中で利用が可能です。この事業は、乳児や幼児への遊びや生活の場の提供、保護者との面談、保護者への援助を行います。	本市では令和8年度より開始予定です。

事業	概要	今後の方向性
産後ケア事業	産後間もない母子に対して、助産師や保健師等による心身のケアや育児のサポート等を行う事業です。	本市では令和元年より実施しています。今後も継続して実施していきます。
子育て世帯訪問支援事業	家事・子育て等に不安や負担を抱える子育て家庭等を訪問支援員が訪問し、家事・子育ての支援を実施することで、家庭や養育環境を整え、虐待リスクを未然に防ぐことを目的とする事業です。	本市では令和6年度より事業を開始しました。
児童育成支援拠点事業	養育環境に課題を抱える児童に対して、居場所を提供し、生活習慣の形成や学習のサポート、進路相談、食事の提供などを行うとともに、児童と家庭の状況をアセスメントし、関係機関と連絡調整を行う事業です。	本市では令和9年度より開始予定です。
親子関係形成支援事業	児童と保護者に対して、適切な関係性の構築を目指すための支援です。講義やグループワーク、ロールプレイなどを通じて、児童の心身の発達に応じた情報提供や相談、助言を行い、同じ悩みを抱える保護者同士が情報交換できる場を提供する事業です。	関連事業として、障害者総合支援法に基づく「市町村地域生活支援促進事業(発達障害児者及び家族等支援事業)」によるペアレントトレーニングを令和6年度より実施しています。

## 第8章 計画の推進体制

こどもと子育て家庭に関する問題やニーズを常に把握し、地域における保育・教育・福祉・保健・医療等の関係機関・団体等による活動や子育て支援団体等と、より一層の連携を強化し、地域の子育て支援を進めます。

### 1 関係機関等との連携

本計画は、福祉、教育、保健・医療、生活等広範囲に関わるものであり、計画の推進にあたっては、行政だけでなく企業や関係団体が連携しながら進めていくことが重要です。

#### (1) 庁内の体制

各施策を効果的かつ確実に進めていくために、福祉、教育、保健・医療をはじめとする関係各部課や関係機関との横断的な推進体制の強化を図ります。

すべての職員がこどもやその家庭の状況に配慮し職務を遂行するよう、知識と意識を高めていきます。

#### (2) 市民・機関との協働

社会全体で子育て支援に取り組むために、家庭、地域、学校、企業、関係団体等が本計画の基本理念を共有し、子ども・子育て支援に主体的な取り組みが行えるよう、計画内容の広報・啓発に努めます。

市の所管によらない関係機関とも連携を強化し、施策に関する問題やニーズを把握しながら計画実施に反映していきます。

#### (3) 国・県との連携

市民に最も近い行政として、こどもやその家庭のニーズを的確に把握し、国や県に対し施策や制度の提案・提言、必要な行政上の措置の要請を行うとともに、近隣市町村とも連携を図りながら施策を推進します。

### 2 計画の達成状況の点検・評価

#### (1) 子ども・子育て会議の運営

計画に基づく施策を総合的・計画的に推進し、実効性を確保するため、計画目標を基に毎年の進捗状況を庁内で点検するとともに、子ども・子育て会議で協議しながら、事業の見直しを含めた着実な推進を図ります。

#### (2) 計画の公表、市民意見の反映

本計画は、市のホームページへの掲載、広報での概略紹介等を行い、取り組みや事業の進捗状況も公表していくことで、市民への浸透を図ります。

また、実施事業やさまざまな活動の現場、家庭への訪問機会や保護者の事業利用・来訪等あらゆる場面を通じての意見・要望把握に努め、利用者の立場に立った施策・事業の推進を図ります。